

全旅協第24 - 133号
平成24年 6月 6日

支 部 長 各 位

社団法人 全国旅行業協会会長

「高速ツアーバスに関わる安全指針」の策定について

当協会では、平成24年4月29日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を重く受け止め、二度とこのような痛ましい事故を起こさないことを目的に、また、高速ツアーバス等の安全対策強化に関する国土交通大臣からの要請に真摯に対応するため、一般社団法人日本旅行業協会（以下「JATAという。」）と共同で「高速ツアーバスに関わる安全指針」（別紙1）を策定し、本日、国土交通大臣に報告しました。

この「高速ツアーバスに関わる安全指針」は、5月16日の国土交通大臣からの要請書を受け、当協会としては二階会長を本部長とする「高速ツアーバス等安全対策本部」及び「高速ツアーバス等安全対策検討部会」を設置し、JATAにおいても同様に対策本部を立ち上げ、高速ツアーバス連絡協議会の対応策も参考に、両協会の合同検討部会で検討を重ね取りまとめたものです。

また、安全指針と併せて高速ツアーバスの広告について、当面の措置（別紙2）を定めました。

つきましては、速やかに貴支部傘下会員へ周知徹底をお願いするとともに、安全指針及び広告に記載すべき事項について着実に実施されますよう、よろしくお取り計らい願います。

（注）

高速ツアーバスとは、「旅行会社が、貸切バスを使って、実態としては高速乗合バスと同様のサービスを旅行商品として提供しているもの。」

（添付書類）

- ・「高速ツアーバスに関わる安全指針」について （別紙1）
- ・高速ツアーバスの広告について （別紙2）

平成24年6月6日

高速ツアーバス実施事業者
会 員 各 位

社団法人 全国旅行業協会会長

「高速ツアーバスに関わる安全指針」の策定について

当協会では、平成24年4月29日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を重く受け止め、二度とこのような痛ましい事故を起こさないことを目的に、また、高速ツアーバス等の安全対策強化に関する5月16日付けの国土交通大臣からの要請に真摯に対応するため、一般社団法人日本旅行業協会（以下「JATAという。」）と共同で「高速ツアーバスに関わる安全指針」（別紙1）を策定し、本日、国土交通大臣に報告しました。

また、安全指針と併せて高速ツアーバスの広告について、当面の措置（別紙2）を定めましたのでお知らせします。

つきましては、高速ツアーバス実施事業者である会員各位におかれましては、安全指針及び広告に記載すべき事項について、速やかに対応いただき、かつ、着実に実施されますようよろしくお願いいたします。

併せて、5月16日付けの国土交通大臣からの要請書（別紙3）にあります「新たな高速乗合バス」へできるだけ早期（新制度の施行後1年以内を目標）の移行につきまして、ご検討いただきますよう併せてお願いします。

（添付書類）

- ・「高速ツアーバスに関わる安全指針」の策定について （別紙1）
- ・高速ツアーバスの広告について （別紙2）
- ・5月16日付け国土交通大臣から会長あて要請書 （別紙3）

本件に関する問合せ先

社団法人 全国旅行業協会 本部事務局
TEL 03-5401-3600